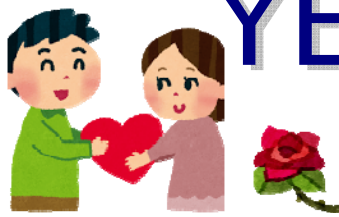


2014年2月号



Contents

YELL・Spirits エール・スピリッツ

発行：社会保険労務士法人エール

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル 1F

TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072

Email : info@sr-yell.com



- 代表より ●パーソナリティ診断のご案内 ●「若者応援企業」って何？ ●大改正か 労働者派遣制度の見直し
- 平成26年度からの保険料率など ●エールからのお願い ●労務相談室 ●企業PRコーナー ●スタッフコラム

鎌倉です。

突然ですが皆さん、AKB48 の歌う“恋するフォーチュンクッキー”♪ ご存じですか？

この曲は去年の夏に発表された“AKB48”の大ヒット曲なのですが、簡単で覚えやすい振付けにみんなが注目(おにぎりをにぎるような振付けもかわいい)、今や、いろんな企業や団体、自治体、学校などが、自分たちのダンス動画を投稿するようになって、今でもどんどん広がりを見せて話題になっています。

サイバーエージェント、ジャパネットたかた、佐賀県庁、大分県庁などなど、多くの企業や団体がインターネット上に次々と動画をアップしています。……そしていろいろある中でも“神奈川県庁Ver”は力作です!! 知事、職員、神奈川県民、観光客、横浜Fマリノスの選手、体操の白井選手など、総勢で神奈川の魅力を楽しく踊ってPRしているのがステキです。ご覧になっていない方は是非、一度ご覧になって下さいね。

多くの企業がこの曲を社員と踊り、動画をUPしているのも、何より「会社案内」では伝えきれない企業の雰囲気や、働く社員たちが働く企業を好きで、仕事も人間関係も楽しんでいそうだと、ということが一目瞭然だからでしょう。

企業が人材を募集する際にも、「会社の魅力」や「遊び心」を伝えるとてもわかりやすいツールだと思います。

先日、長男の保育園の発表会でも、“恋チュン”を 園長先生をはじめ、先生方もみんなで踊り、私も子供もダンスをばっちり覚えてしまいました♪ インターネット上に、振り付けの動画もありますから、みんなで踊りを覚えることは難しくありませんし、楽しい、あの適度なゆるい振付けに、「自分も踊ってみたい」と思わせられますよ。

後からその映像を見て、この保育園の魅力や全体が一丸となっている感じもよく伝わっているなあと思いました。

今や求人は「入社してみないとわからない」、では応募して貰うのは難しい時代です。労働条件だけでなく、みなさんの会社は、どんな方法で応募者を惹きつけ、どのように自社の魅力を伝えていらっしゃいますか？



2月といえば立春。まだまだ寒い日が続きますが、エールではメンバーが一丸となってホットな活動をして参ります!

【パーソナリティ診断キャンペーン】

先月号でご案内の“パーソナリティ無料診断”キャンペーンもご好評いただき、多数のお申込みを有り難うございます。関心をお持ちの企業様はこの機会に是非ご活用下さい。(本誌5頁)

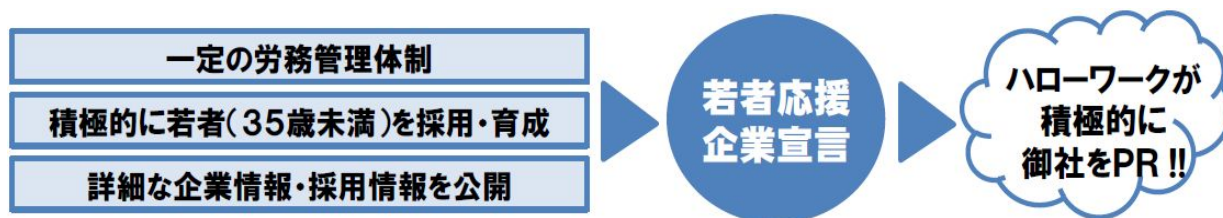
非ブラック企業！？「若者応援企業」って何？

◆すでに 4,300 社以上が登録

「ブラック企業」が話題となっていますが、厚生労働省の審査を受けて「非ブラック企業」のお墨付きをもらい、学生らにアピールする企業が増えています。厚労省が昨年4月に、若者を積極的に雇用・育成する企業を認定する「若者応援企業宣言事業」をスタートさせましたが、昨年 10 月末時点でこの宣言をした企業は 4,375 社に上っているそうです。

◆「若者応援企業」の定義

労務管理体制が整備されており、若者のための求人を提出し、若者(35歳未満)の採用・育成に積極的で、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業のことです。



どんな企業が「若者応援企業宣言」できるの？

次の1から7の基準(宣言基準)をすべて満たす中小・中堅企業であれば、宣言できます。

1	学卒求人など、若者対象のいわゆる正社員求人(※2)をハローワークに提出すること	
2	「若者応援企業宣言」の事業目的に賛同していること	
3	右の就職関連情報を開示していること	<ul style="list-style-type: none"> 社内教育、キャリアアップ制度等 過去3年度分の新卒者の採用実績及び定着状況 過去3年度分の新卒者以外の正規雇用労働者(35歳未満)の採用実績と定着状況 前年度の有給休暇および育児休業の実績 前年度の所定外労働時間(月平均)の実績
4	労働関係法令違反を行っていないこと	
5	事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと	
6	新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと	
7	助成金の不支給措置を受けていないこと	

◆「若者応援企業」を名乗るメリット

「若者応援企業」を名乗ることで、企業にとって以下のようなメリットがあります。

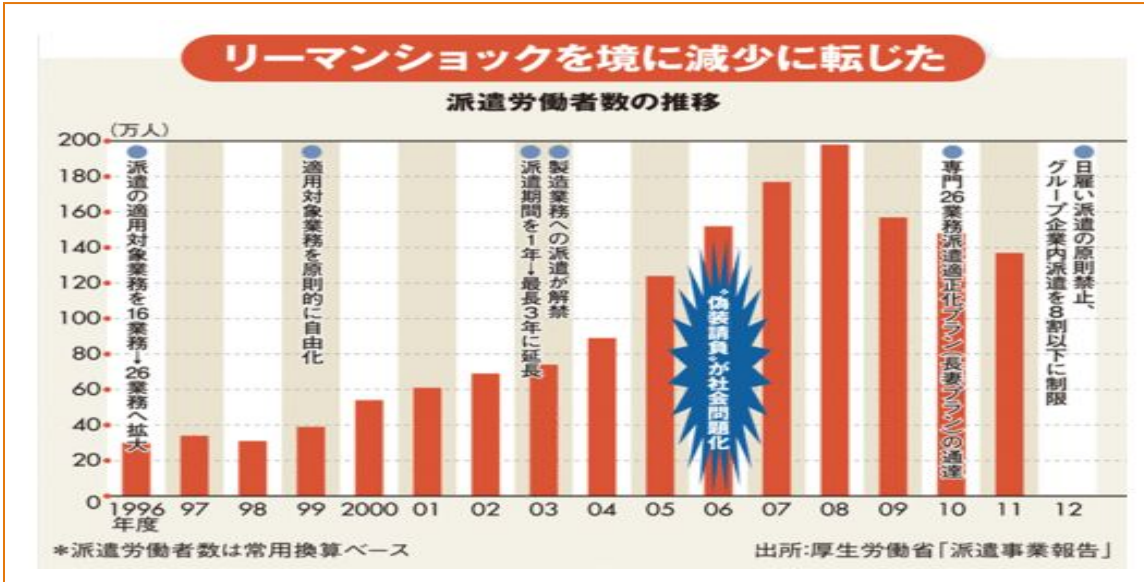
- (1)ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できるため、会社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できる。
- (2)都道府県労働局のホームページで、就職関連情報も含めたPRシートを公表するため、会社の魅力を広くアピールできる。
- (3)就職面接会などの開催について積極的に案内するため、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できる。
- (4)「若者応援企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができる。



大改正が予定される労働者派遣制度見直しの報告書が明らかに

1月20日、労働者派遣法改正の具体的内容である報告書の内容が公開されました。

労働政策審議会は、昨年8月から職業安定分科会労働力需給制度部会において、13回にわたり議論を重ね、昨日、厚生労働大臣に対して労働者派遣制度の改正について建議を行いました。報告書はこの建議に添付されているものですが、これまでの人材派遣制度を根幹から変える重要な内容となっています。



今回の建議では、登録型派遣・製造業務派遣の継続、専門26業務の区分の廃止などが盛り込まれていますが、**もっとも影響が大きい改正内容は派遣受入れの期間制限の見直し**です。従来は原則として同一の業務について最長3年までしか派遣を受け入れることができませんでしたが、これを見直し、以下の方向性が示されています。

1. 個人単位の期間制限の導入

同一の業務ではなく、同一の派遣労働者について最長3年まで派遣を受け入れることができるようにする。

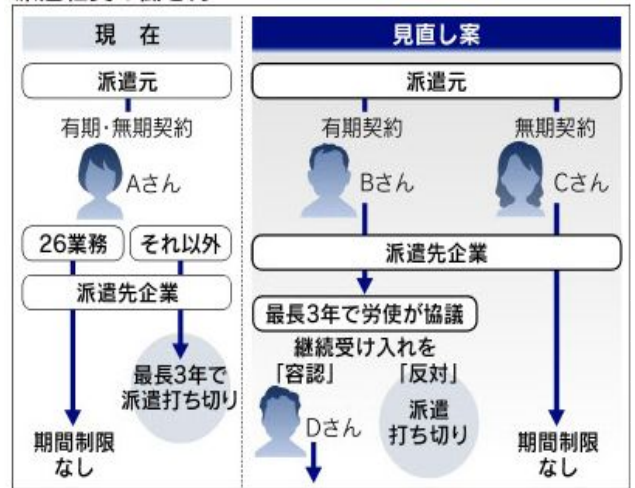
2. 派遣先における期間制限の緩和

派遣先は、同一の事業所において3年を超えて継続して派遣労働者を受け入れてはならないものとするが、派遣先が派遣労働者の受入開始から3年を経過するときまでに、当該事業所における過半数労働組合(過半数労働組合がない場合には過半数代表者)から意見を聴取した場合には、さらに3年間派遣労働者を受け入れることができるものとする。その後さらに3年が経過したときも同様とする。

つまり、**過半数労働組合の意見聴取を行えば、3年毎に人は変わっても、継続的に派遣労働者の受け入れを行うことができるという内容**となっています。

厚生労働省は、この建議の内容を踏まえ、平成26年通常国会への法案提出に向け、法案要綱を作成し、労働政策審議会に諮問する予定としていますが、企業の人材調達にも大きな影響がある内容ですので、今後の動向については注目です。

派遣社員の働き方



平成26年度からの保険料率などの情報

消費税 UP
だけじゃない

健康保険料率は変更なし、介護保険料率は引上げへ（協会けんぽ）

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、平成26年度3月分から介護保険料率は労使で1.72%（現行は1.55%）に上がります。今回は医療の保険料率は変更はありません。（神奈川協会健保は労使で9.98%）
なお、厚生年金保険料率については平成26年9月分から上がる予定です。

雇用保険料は据え置きで、変更なし。労災保険料率は未定、一般拠出金（石綿）の料率は改定。

4月以降の雇用保険料率は変更はありません。労災保険は未確定、一般拠出金（石綿）の料率は1000分の0.02（現行は1000分の0.05）となります。

国民年金保険料 4月から210円 UP。4月から国民年金保険料の2年前納が可能になります。

国民年金保険料は4月から1万5250円になります（平成25年度の1万5040円から210円UP）
4月から国民年金保険料を2年前納できる制度がスタートします。（2年間で約14000円の割引あり。手続きは2月末までです）

年金給付 4月から0.7%下がります。

平成26年度の公的年金支給額が0.7%引き下げとなります。国民年金と厚生年金を受給する全ての方が対象で4月分（6月支給分）から減額改定されます。

国民年金保険料滞納者への差押え強化「年収400万円以上」が対象に

厚労省は、国民年金保険料の納付率アップを図るため、現在は悪質な滞納者の一部にしか送っていない督促状を、「年収400万円以上、滞納13カ月以上」の人に対して、資産の差押えの対象とする方針です。
これにより対象者は現在の約3万人から14万人程度に増加する見通しです。
また、所得が低い人向けに保険料納付を猶予する制度の対象者年齢を拡大し、今年4月から順次実施の見込みです。

エールからのお願い

賃金台帳の送付のお願い

年度更新手続き準備のため、手続きをご依頼いただいている企業様は、昨年の年間賃金台帳をエールまで年間賃金台帳をFAX、メールまたはご郵送いただきますようお願い致します。（月別の賃金台帳をご送付頂いている企業様は月別の台帳で構いません。）1月、2月も給与計算次第、弊社までご送付下さい。



【今月のテーマ】

インフルエンザ予防接種を受けずに罹患したら懲戒できる？



当社ではインフルエンザの流行に備え、営業職の社員全員に予防接種を受けることを推奨しています。各自が顧客をもっており、代替が難しいためです。しかし、予防接種をうけない者もいます。インフルエンザに罹患して部内や顧客に迷惑をかけた場合、何らかの懲戒は可能でしょうか？



会社としては、インフルエンザに罹患した社員が欠勤して業務に支障がでるばかりではなく、周囲の従業員にインフルエンザが流行してその部署全体が機能しなくなるなど、会社の経営に重大な影響が及ぶ可能性のある問題です。

特に接客業務が多い業態では、インフルエンザの流行時期には、社員に対して予防接種をうけるように推奨する会社も多いのではないかと思います。

しかし、インフルエンザの予防接種については、副反応が生じる危険もあります。重大な副反応をおこすことはまれとはいえ、ショック、アナフィラキシー様症状、けいれんなどが現れる事例も報告されています。

よって、重篤な副反応が生じる可能性もある以上、社員に予防接種を受けることを一律に強制するような「業務上の命令」はできず、あくまでも社員の自由な意思により判断させるべき事柄です。

また、仮に予防接種を強制するような上司の命令があったとしても、これに従わなかったことをもって懲戒処分を行うことはできません。

では、インフルエンザに罹患して部内や顧客や迷惑をかけた場合は、懲戒を行うことができるでしょうか？

前述の通り、予防接種は一定の危険を伴うものである以上、受けずに罹患したからといって、制裁を科すというのは、妥当ではありません。

会社としては、予防接種はあくまでも社員に推奨するにとどめ、外から帰ったら手荒い・うがい・マスクを着用する、消毒・清掃等により、インフルエンザ予防策を講じるべきです。

感染拡大を防ぐため、調子が悪い者がいれば早く診断を受けさせる、罹患した者は出社を控えさせるといった安全衛生の保持への協力義務も周知しましょう。



ー パーソナリティ診断無料キャンペーンのご案内ー

先月号でご案内させて頂きました弊社で提供している適性検査のうち、「パーソナリティ診断」を2月28日までの期間限定で1社につき、3名まで無料でお試しください。ご活用をご希望の企業様は、担当までお気軽にご連絡ください。

受付 045-549-1071 (滝瀬)

企業 PR コーナー

貴社の製品、サービスなど企業PRを掲載します。ご希望がございましたら担当までご連絡下さい。

2014. 1月 リハビリ型デイサービス「リハデイ岸谷」がOPEN!

横浜市鶴見区で小規模多機能型居宅介護、デイサービス、居宅介護支援事業所を運営する有限会社(さち)です。「リハデイ岸谷」は、高齢者の転倒予防、寝たきり、ひきこもりを防止するためにリハビリを積極的に取り入れた半日型のデイサービスです。定期的に運動し、体の衰えを防止し、同世代の方と楽しく交流したいという方、無理なくトレーニングを続けていけるようお手伝いします。施設説明会と体験会を開催していますので、お気軽にご参加下さい!

◆ヒップアブダクション◆レッグプレス◆レッグエクステンション



お気軽に
お電話ください

お客様の笑顔が私達
の目的です。

- 「リハデイ岸谷」体験会を開催 -
見学送迎無料。お気軽にお越し下さい

- ・ 重度化防止に貢献します
- ・ 男性でも通しやすい施設です
- ・ リハビリ効果を高めるために高齢者の運動に特化したマシンです
- ・ 無理なく安全に運動でき、リハビリの結果報告書を作成いたします

横浜市鶴見区岸谷2-14-2 1F

“リハデイ岸谷” 体験会

TEL.045-573-5329

FAX.045-581-6232

<http://www.niji-kaigo.com/index.html>

スタッフコラム



今月のコラムは、
蔭山が担当します

蔭山です。

「デジタルフォトスタンド」をご存じですか？

実は1月の誕生日にエールのみなさんから御祝いに頂いたプレゼントで初めてこういうものがあると知ったのですが、これがすごいです。皆様はデジカメで撮り貯めた写真はたくさんあるのに、プリントもせずにそのままSDカードに入れっぱなし、ということはありませんでしょうか？

このフォトスタンドは自動的にスライドショーでどんどんめくってくれるのと、優雅な音楽が流れ、とても幸せな時間を過ごせます。デジカメを楽しむ新しい発想に感心致します。ちなみに、長い間にわたり、デジカメにずっと保管されていた写真をすべてスライドショーで見るのに、2時間くらいかかりました。

家族でそれを見ながら、これはいつ、どこで撮影した写真か？という「当てっこクイズ」で大いに盛り上がりました。

昔はフィルムを現像に出してどんな写真が撮れているかを楽しみにしたのですが、その場で画面が確認できるが故に、手軽になった反面、撮っただけで後から見直すこともなくなり、その価値を埋もれさせていました。しかし、このフォトスタンドは楽しさを思い起こさせてくれるアイデア商品です。

そして次々に登場する画像につられて記憶の回路をたどり、実は記憶力の訓練にも効果があるのではないかと密かに期待しているところです。

